

告示

埼玉県告示第八百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年七月九日認可した。

令和三年七月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

二 事務所所在地

加須市